TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965 台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.

# TIPLO News

**2019 年 10 月号(J242)**

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト www.tiplo.com.tw もぜひご活用ください。

## 今月のトピックス

01 2019 年台湾イノテックエクスポが成功裏に閉幕
刮目の台湾ソフト力、異分野融合の技術開発で世界から注目

02 地名を含む眼鏡の商標、知的財産裁判所は登録不許可の判決

## 台湾知的財産権関連判決例

01 著作権関連
未許諾のキャラクター図案を無断で使用、有名レストランが著作権法違反

# 今月のトピックス

**J190928Y1**
**J190928Y5**

## 01　2019 年台湾イノテックエクスポが成功裏に閉幕
## 刮目の台湾ソフト力、異分野融合の技術開発で世界から注目

「2019 年台湾イノテックエクスポ（Taiwan Innotech Expo）」が 9 月 28 日、成功裏に閉幕した。3 日間にわたる開催期間に国内外から延べ 4 万 5000 人を超える業界関係者と一般人が参観した。今回は約 30 ヵ国からの出展と 37 ヵ国からの参観があり、バイヤーを国・地域別にみると、上位は中国、日本、韓国、米国、タイ、香港、ブルガリア、カナダ、エジプト、シンガポール、ベトナムだった。また、同エクスポの発明コンテスト（Invention Contest）において最高の栄誉であるプラチナ賞も 28 日に発表された。国内参加者における最大の勝者は国立中央大学（National Central University）で、プラチナ賞 2 賞と金メダル、銀メダル、銅メダル計 8 個を獲得した。主催者によると、展示内容が豊富で多彩であるため、海外参観者から高い評価を得ており､同エクスポは特許発明にとって国境を越えた取引及び展示販売のための最適な場となっているという。

展示期間中に特許関連の技術と製品約 1000 件が各テーマパビリオンにて展示された。アジアのシリコンバレー計画執行センター（原文：亞洲・矽谷計畫執行中心、英語名：Asia Silicon Valley Development Agency。訳注：蔡英文政権が推進する「アジアのシリコンバレー推進計画」を実施するために行政院国家発展委員会の傘下に設立された組織。）が台湾の IT 大手と協力して、「未来テクノロジーパビリオン（Future Technology Pavilion）」にて自動運転車の実物を始め、自動運転車の中央制御プラットフォーム、キーパーツサプライチェーン、スマートアプリケーションサービス等を展示して､台湾の自動運転車ビジネス生態系を完備することを目指すとともに、対外的に台湾の研究開発力を示した。さらには「持続可能な発展パビリオン(Sustainable Development Pavilion)」では工業技術研究院（ITRI）の「色素増感太陽電池」が注目を集めた。色素増感太陽電池は集光の条件が厳しくなく、軽量化、低コスト等多くのメリットがあり、約 200 ルーメンという室内の弱光環境でも電力を生み出すことができる。また、「革新的発明パビリオン（Innovative Invention Pavilion)」でも多くの国際的なイノヴェーションチームが集まり、合計 59 件の革新技術が展示された。国境を越えた技術の交流と特許に係る提携を促しただけではなく、科学技術部によると総額 1 億新台湾ドルに上るマッチングに成功したと推算されており､台湾の革新と研究開発の実力が世界に認められたことがうかがえる。

「傑出発明パビリオン（Excellent Invention Pavilion）」は知的財産局が企画したもので、「2018 年国家発明創作賞（National Invention and Creation Award）」受賞作品 41 点が出展された。作品の内容は「循環経済（サーキュラー・エコノミー）」、「スマートマシン」、「オプトエレクトロニクス液晶」、「情報通信」、「バイオ医薬」、「医用生体工学材料」など分野が多岐にわたり、優秀な台湾発明家の高い革新・研究開発の実力を世界に示した。今回「発明コンテストエリア」に出展した企業も多くの収穫を得ており、海外からの主要な出展団体である韓国発明振興協会（KIPA）とインドネシア発明振興協会（INNOPA）の代表らも、台湾イノテックエクスポが年々規模を拡大しており､海外の発明家にとってその展示とコンテストはアジアを代表するものとなり、評判が高く、同エクスポは欠かすことのできない年に一度の大きな発明イベントとなっていると述べている。（2019 年 9 月）

**J190830Y2**

## 02　地名を含む眼鏡の商標、知的財産裁判所は登録不許可の判決

得恩堂眼鏡有限公司（Grace Optical Co., Ltd.、以下「得恩堂公司」）は 2018 年 2 月 26 日に「BOY LONDON」を以て知的財産局に商標登録を出願し、知的財産局が審査した結果、当該商標の図案が公衆にその商標の性質、品質又は産地について誤認、誤信させるおそれがあるため、登録を許可することはできないと査定した。得恩堂公司はこれを不服として、行政訴願を提起したが経済部に棄却されたため、さらに知的財産裁判所に行政訴訟を提起していたが、

先日、知的財産裁判所は得恩堂公司の訴えを棄却した。

得恩堂公司は以下のように主張していた。当該商標は「BOY LONDON」であって、「LONDON BOY」ではなく、その文言上の意味は「男子ロンドン」（ロンドンという名前の男子）であって、「ロンドン男子」（ロンドンの男子）ではない。消費者が熟知、認識するのは商標の全体であるため、「BOY LONDON」商標は消費者に本件商標を表示した商品の産地がロンドンであると誤認、誤信させることはない。さらに、得恩堂公司が「BOY LONDON」商標を使用して以来、消費者から商品表示が事実ではないと指摘されたことはなく、またその他競合する同業者から公平交易委員会（訳注：日本の公正取引委員会に相当）に対して得恩堂公司が「BOY LONDON」商標を使用して不正競争に従事していると告発されたこともない。

さらに得恩堂公司は、次のように主張した。当該公司はメガネという商品とメガネ加工（訳註：視力測定、フレーム選定、レンズ選定等を含む）等の役務を提供する有名企業であり、1965 年に設立されて以来、台湾のメガネ市場において確固たる地位を築いている。当該公司が使用している「羅密歐 BOY LONDON」商標は 1991 年にはすでに登録されており、消費者はすでに「BOY LONDON」が得恩堂公司の使用する商標であることを知っている。さらに市場にはその他の商品の商標に「TOKYO」、「SEOUL」、「Wellington」等の文字が含まれているものがあるが、その商品は日本の東京、韓国のソウル、ニュージーランドのウェリントンから来たものではなく、知的財産局は登録を許可している。得恩堂公司の「BOY LONDON」商標だけが登録できないのは明らかに平等原則に反している。

知的財産裁判所は判決書にて次のように指摘している。「LONDON」は人名としての用法があるが一般的に使用されているものではなく、都市名と比較すると、明らかに多くの人が「LONDON」から直感的に連想するのは英国の首都であり、人名ではない。よってなおロンドンの意味に強く指向している。「BOY LONDON」商標は「LONDON」の前に「BOY」を付けているが、全体的に観察すると、消費者にロンドンから来た、またはロンドンと関連する商品または役務であると思わせる。さらに得恩堂公司が例に挙げている「TOKYO」、「SEOUL」、「Wellington」等の文字を含む商標が登録を許可されていることについては、各商標の名称及び使用を指定する商品又は役務が同じではなく、個別の事実及び証拠の様態における違いによって、それぞれの商標識別性の有無及び強弱、公衆が誤認、誤信する可能性の大きさ等の種々の要素について、判断結果が自ずと異なる。（2019 年 8 月）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01　著作権関連

■　判決分類：著作権

**I　未許諾のキャラクター図案を無断で使用、有名レストランが著作権法違反**

■　ハイライト

有名レストラン、鼎泰豊小吃店股份有限公司（Din Tai Fung Restaurant Inc.、以下「鼎泰豊」）はかつて寶來文創開発股份有限公司（Polylight Design Co., Ltd.、以下「寶來公司」）と提携したことがあり、当時寶來公司の女性デザイナー（顔〇〇）によってデザインされた「包仔」、「籠仔」及び「鼎仔」等のキャラクターが鼎泰豊の使用に供された。双方の提携が終了した後、顔〇〇は鼎泰豊に転職し、寶來公司の許諾を得ずに無断で 2013 年 3 月に鼎泰豊の新年会イベントで「鼎仔」使用して、権利侵害で告訴された。

寶來公司によると、「包仔」、「籠仔」及び「鼎仔」の 3 つのキャラクターは顔〇〇が寶來公司に在職していた時に製作したもので、双方が締結した秘密保持誓約書に基づき、デザイナーが在職期間中にデザインした物品の著作権は寶來公司が所有する。しかしながら鼎泰豊は関連のキャラクターを子ども用食器、鳳梨酥（パイナップルケーキ）の包装箱等の物品に無断で使用して販売した。また鼎泰豊は寶來公司との提携を終了した後に「鼎仔」で登録商標を出願したり、複製して横断幕を製作したりしたため、（寶來公司は）顔〇〇、鼎泰豊及びその代表者である楊〇〇を相手取り「著作権法」違反で告訴した。

検察官は鼎泰豊と寶來公司との提携に関する資料に基づいて、鼎泰豊が子ども用食器等の物

品を製造して販売した事を寶來公司は当時知っていたが反対しなかった状況を確認し、これは黙認に等しく、この部分については不起訴処分とした。ただし、顔〇〇が寶來公司の同意を得ずに無断で新年会の横断幕に「鼎仔」の絵を描いた事は複製罪を構成しており、鼎泰豊は法に基づき連帯責任を負う必要がある。よって（検察は）「著作権法」違反で鼎泰豊と顔〇〇を起訴した。

裁判官は以下のように認定した。顔〇〇は寶來公司に在職していた期間に秘密保持誓約書に署名しており、在職期間に創作したいかなる著作物についても著作権は寶來公司が所有することを明らかに知っていたが、鼎泰豊に転職した後、寶來公司の許諾を得ずに「鼎仔」の図案を新年会のイベントに無断で使用したため、故意に複製した動機があったことは明白である。さらに寶來公司と鼎泰豊との間でフィギュアの立体商標登録に関する同意書が締結された事については、その範囲が「包仔」と「籠仔」に限られ、「鼎仔」は含まれていない。よって顔〇〇による権利侵害の犯行は明らかである。顔〇〇が最終的に罪を認め、後悔の念を示していることを斟酌して、拘留 30 日、罰金 3 万新台湾ドルへの転換も可とする比較的軽い刑に処し、鼎泰豊には罰金 6 万新台湾ドルを科した。さらに上訴できる。（蘋果即時-2019 年 3 月 18 日）

## II　判決内容の要約

台湾台北地方裁判所刑事判決
【裁判番号】107 年度智易字第 33 号
【裁判期日】2019 年 2 月 26 日
【裁判事由】著作権法違反

公訴人　台湾台北地方検察署検察官
被告人　鼎泰豊小吃店股份有限公司
代表者　楊紀華
被告人　顔淑美

上記被告人の著作権法違反事件について、検察官は公訴（107 年度偵字第 6555 号、106 年度偵字第 6997 号）を提起し、当裁判所は次のとおり判決する：

主文
顔淑美は無断で複製する方法で他人の著作財産権を侵害したため、30 日の拘留に処し、罰金に転換するときは 1 日 1000 台湾ドルで換算する。
鼎泰豊小吃店股份有限公司の被用者が業務の遂行により、無断で複製する方法で他人の著作財産権を侵害した罪を犯したため、罰金 6 万新台湾ドルを科す。

### 一　事実要約
顔淑美は 2006 年 8 月 17 日から 2011 年 5 月 6 日まで寶來文創開発股份有限公司(以下「寶來公司」)に在職し、商品デザインを担当していた。離職後は 2011 年 11 月から 2013 年 9 月まで鼎泰豊小吃店股份有限公司(以下「鼎泰豊」)で雇用された。顔淑美は自身が 2008 年 8 月にデザインを完成した美術の著作物「鼎仔」について、寶來公司と交わした秘密保持誓約書の約定により著作財産権は寶來公司が所有することを明らかに知りながら、なお著作権法違反の犯意に基づいて、鼎泰豊に在職していた 2013 年 3 月 27 日より前の某時に、鼎泰豊のために複製して職務上の成果とし、当該年度の新年会イベントにて使用した。その後寶來公司は 2016 年 9 月 13 日に、鼎泰豊が許諾を受けずに「鼎仔」を鼎泰豊の商標として登録を出願したとして台北地検署に告訴した。顔淑美は 2018 年 3 月 16 日の取調べにおいて、かつて「鼎仔」を複製して 2013 年の新年会イベントに使用した事情を供述したため、その時始めて上記事情が分かった。本案は台湾台北地方検察署の検察官が取調べを行い起訴した。

### 二　判決理由の要約
1.手続き部分：
親告罪であるため、被害者は検察官又は司法警察官に告訴しておらず、裁判所の審理中に、たとえ告訴を補充できたとしても、なお検察官又は司法警察官にこれを行い、その後検察官又は司法警察官から、当該告訴状又は告訴の旨を述べる事情聴取記録を裁判所に補充提出しなけ

ればならず、これを以って始めて合法の告訴といえる(最高裁判所 1984 年度台上字第 4314 号判例を参照)。本件被告人が 2018 年 3 月 16 日の取調べにおいてかつて「鼎仔」を複製して 2013 年の新年会イベントで使用したこと等は、2018 年 3 月 27 日に検察官から告訴人の寶來公司の代表者である徐華文に通知された。寶來公司は 2018 年 9 月 19 日に台北地検署に告訴を補充し、さらに当裁判所に補充提出された。寶來公司からの刑事告訴状はファイルに添付されており参照できる。寶來公司が告訴を提起した日時は該社が前述犯罪事実を知り得てから 6 ヵ月以内であったため、その告訴は合法である。寶來公司の代表者である徐華文が鼎泰豊の新年会イベントに参加したことがあり、さらに 2014 年 8 月 23 日に被告人顔淑美に対して「鼎仔」等の関連する電子ファイルを送り整理するよう請求しており、況して「鼎仔」は鼎泰豊が発行した葉書にも使用されており、寶來公司は早い時期から被告人顔淑美が「鼎仔」を複製し、鼎泰豊で使用していた行為を知っていたはずであり、前記告訴は時効が成立している云々と、弁護人は主張しているが、調べたところ、弁護人が前文で指摘しているものはいずれも被告人による「鼎仔」の複製と 2013 年新年会イベントでの使用を寶來公司が知っていた事を証明できず、寶來公司が 2016 年 9 月 13 日に提出した告訴の趣旨も鼎泰豊が「鼎仔」を複製して商標登録しようとした部分についてのみであり、寶來公司は被告人による「鼎仔」の複製と 2013 年新年会イベントでの使用については確かに知らなかったことが分かる。弁護人の主張は採用できない。

2.実体部分：

被告人顔淑美は、寶來公司には被告人顔淑美による鼎泰豊での「鼎仔」の使用について黙示による同意という形の許諾があり、また主観的に権利侵害の故意はなく、公正な利用（フェアユース）の範疇にある云々と主張している。調べたところ、以下のとおりである。

(1)被告人顔淑美は 2006 年 8 月 17 日に寶來公司と秘密保持誓約書を交わした。当該誓約書第 6 条には「甲(即ち顔淑美)は乙(即ち寶來公司)に在職する期間において、職務上で完成した専利（訳註：特許、実用新案、意匠を含む）、著作物又はその他知的財産について、その権利はいずれも乙が所有し、甲は異議を唱えてはならない。」と約定されている。当約定の記載によると、被告人顔淑美は主観的に寶來公司での在職期間内に創作したいかなる著作物についても、寶來公司による使用、採用の有無に関わらず、いずれも寶來公司が所有し、寶來公司の許諾を得ずに複製、使用してはならないことを知っていたはずである。被告人顔淑美は鼎泰豊での在職期間において、寶來公司の許諾を得ず、即ち無断で「鼎仔」を鼎泰豐公司の 2013 年新年会イベントに使用した。たとえ被告人顔淑美が秘密保持誓約書の内容を完全に理解していなかったとしても、「鼎仔」を複製する前に寶來公司又は鼎泰豐の法務担当に問い合わせるべきだったが、これを行わず、直接「鼎仔」を鼎泰豊の新年会イベントに使用しており、主観的に複製の故意があったことは明らかである。況して寶來公司は鼎泰豊と関連のフィギュア商品について立体商標登録同意書を取り交わしているが、同意書で許諾する範囲は美術の著作物「包仔」と「籠仔」のみで、「鼎仔」は含まれていない。これはすでに鼎泰豊の代理人が審理において述べているものであり、被告人顔淑美及び被告人鼎泰豊が 2013 年新年イベントの前後に寶來公司に通知せず「鼎仔」を使用した事情は、寶來公司が 2013 年に鼎泰豊が「鼎仔」の使用について黙示による同意を行ったとは認めがたい。さらに新年会イベントは鼎泰豊が対外的には販促、宣伝を行い、対内的には従業員の組織に対する帰属意識を構築するための活動であり、広義的な商業行為に該当する。企業のフィギュアマスコットは企業宣伝の一環であり、販促、宣伝、コーポレート・アイデンティティ（CI）確立という目的を持っている。また企業が商品を販促するための手段でもあり、営利の特徴を有する。被告人顔淑美は前後して寶來公司と鼎泰豊に在職しており、寶來公司の在職期間に創作した著作物を鼎泰豊にて使用し、鼎泰豊のフィギュア、シンボルとししてもよいか否かについては、善良な管理者の注意義務を妥当に斟酌すべきであり、使用の程度が軽微であることを以って免責することはできず、公正の使用の範疇にあるとは認めがたい。

(2)論罪科刑：被告人顔淑美の行為は、著作権法第 91 条第 1 項の無断で複製する方法により他人の著作財産権を侵害する罪を犯すものである。被告人鼎泰豊はその被用者が業務の遂行により著作権法第 91 条第 1 項の無断で複製する方法により他人の著作財産権を侵害する罪を犯したことにより、同法第 101 条第 1 項の規定に基づき、同法第 91 条第 1 項に定

める罰金刑を科す。被告人顔淑美による無断で複製して合法的許諾を受けていない他人の著作財産権（侵害）行為が、著作権者の権益を侵害するだけではなく、わが国の知的財産権保護の国際的イメージを破壊するものであることも斟酌すると、確かに褒められるものではなく、非難すべきである。ただし被告人顔淑美が犯行後に犯行を認め、犯行後の態度もなお受け入れられるものであることを考慮し、併せてその犯罪の動機、目的及び手段、家庭の経済状況、知識の程度等の一切の情状を参酌し、主文に示す刑に量刑するとともに、罰金への転換の換算基準を告知した。また前述の犯罪の情状を参酌して、被告人鼎泰豊には主文に示す罰金を科して、危機感を高める。

3.以上の次第で、刑事訴訟法第 299 条第 1 項前段、著作権法第 91 条第 1 項、第 101 条第 1 項，刑法第 11 条前段、第 41 条第 1 項前段により、主文のとおり判決する。

本件は検察官蕭奕弘が取調べと起訴を行い、検察官王盛輝が法廷で公務を執行した。

2019 年 2 月 26 日
刑事第十法廷 裁判官　林抜群

TIPLO Attorneys-at-Law

TIPLO Attorneys-at-Law Since 1965 台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website:www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際専利法律事務所
© 2019 TIPLO, All Rights Reserved.